

- 1 公示番号 西共第24号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-----------------|-------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置網漁業 | 1月 1日から 8月31日まで |
| | かれい・ひらめ小型定置網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 〃 |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | 〃 |
| | せい・あいなめ刺網漁業 | 〃 |
| | さめ刺網漁業 | 11月 1日から翌年5月31日まで |
| | たい刺網漁業 | 4月 1日から 8月31日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | くるまえび刺網漁業 | 5月 1日から 9月30日まで |
| かに籠漁業 | 1月 1日から12月31日まで | |
| ばい電漁業 | 〃 | |
| あいなめ籠漁業 | 〃 | |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡小泊村地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第44号 青森県北津軽郡市浦村と小泊村との境に設置した標柱
- ア 基点第44号から真方位222度30分2, 000メートルの点
- イ 青森県北津軽郡小泊村立松島に設置した標柱から真方位206度30分2, 800メートルの点
- ウ 青森県北津軽郡小泊村権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2, 800メートルの点
- エ 青森県北津軽郡小泊村経開島に設置した標柱から真方位294度30分2, 800メートルの点
- オ 青森県北津軽郡小泊村青岩に設置した標柱から真方位284度30分2, 800メートルの点
- カ 青森県北津軽郡小泊村燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2, 800メートルの点
- キ 基点第45号から真方位292度30分2, 800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日

- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県北津軽郡小泊村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は24ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 久共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|--------------------|-------|--------------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | えごり漁業 | 1月1日から 12月31日まで |
| | てんぐさ漁業 | " | いかい漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺

(3) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から

半径4,000メートルの円によって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町及び岩崎村並びに秋田県山本郡八森町、峰浜村及び能代市
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
潜水器（簡易潜水器を含む。）は4台以内とし、青森県側3台、秋田県側1台とする。

- 1 公示番号 久共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|------------|---------------|
| 第2種 共同漁業 | たなご小型定置網漁業 | 3月1日から8月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺

(3) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から

半径1,000メートルの円によって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町及び岩崎村
- 6 その他

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 西定第1号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-------|---------------|-----------------|
| 定置漁業 | さけ・まぐろ・ます定置漁業 | 4月1日から翌年1月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越地先(通称中の瀬漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡岩崎村大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱(基点西定第1号)から真方位279度30分2700メートルの点)から真方位189度30分400メートルの点
 イ オから真方位9度30分400メートルの点
 ウ カ(基点西定第1号から真方位279度30分1000メートルの点)から真方位9度30分50メートルの点
 エ カから真方位189度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 5 地元地区 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
 ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。

1 公示番号 西定第2号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | たい・まぐろ・ぶり定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字松神地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡岩崎村大字松神、合葉川左岸に設置した標柱(基点西定第2号)から真方位255度30分3320メートルの点)から真方位173度30分400メートルの点
 イ オから真方位353度30分400メートルの点
 ウ カ(基点西定第2号から真方位244度30分1560メートルの点)から真方位353度30分50メートルの点
 エ カから真方位173度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 5 地元地区 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神及び大字森山
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | たい・まぐる・ぶり定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺地先（通称沢辺漁場岡網）
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺白島に設置した標柱（基点西定第3号）から真方位198度30分1500メートルの点）から真方位108度30分400メートルの点
 イ オから真方位288度30分400メートルの点
 ウ カ（基点西定第3号から真方位198度30分500メートルの点）から真方位288度30分50メートルの点
 エ カから真方位108度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | たい・まぐる・ぶり定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺地先（通称沢辺漁場沖網）
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺白島に設置した標柱（基点西定第4号）から真方位198度30分2270メートルの点）から真方位108度30分300メートルの点
 イ オから真方位288度30分300メートルの点
 ウ カ（基点西定第4号から真方位198度30分1720メートルの点）から真方位288度30分50メートルの点
 エ カから真方位108度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・たい・まぐろ定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字船作地先 (通称椿山漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字船作椿山西端に設置した標柱 (基点西定第5号) から真方位262度30分600メートルの点) から真方位172度30分200メートルの点
 イ オから真方位352度30分200メートルの点
 ウ カ (基点西定第5号から真方位262度30分100メートルの点) から真方位352度30分50メートルの点
 エ カから真方位172度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては統、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | ぶり・たい・さけ定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先 (通称黄金崎漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入瀬東側に設置した標柱 (基点西定第6号) から真方位316度1100メートルの点) から真方位226度400メートルの点
 イ オから真方位46度400メートルの点
 ウ カ (基点西定第6号から真方位316度300メートルの点) から真方位46度50メートルの点
 エ カから真方位226度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯及び大字深浦
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては統、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第7号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | ぶり・たい・まぐろ定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯地先(通称大洞漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字横磯字回崎28番地に設置した標柱(基点西定第7号)から真方位310度30分1500メートルの点)から真方位220度30分400メートルの点
- イ オから真方位40度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第7号から真方位310度30分350メートルの点)から真方位40度30分50メートルの点
- エ カから真方位220度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯、大字深浦及び大字広戸

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第8号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 9月1日から翌年2月末日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称入前漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の洞岩磯に設置した標柱(基点西定第8号)から真方位323度30分1400メートルの点)から真方位233度30分400メートルの点
- イ オから真方位53度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第8号から真方位323度30分400メートルの点)から真方位53度30分50メートルの点
- エ カから真方位233度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字月屋、大字船作、大字横磯、大字深浦及び大字広戸

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。

- 1 公示番号 西定第9号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | ぶり・たい・ます定置漁業 | 4月1日から10月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称行合漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146番地に設置した標柱(基点西定第9号)から真方位306度30分2300メートルの点)から真方位216度30分400メートルの点
 イ オから真方位36度30分400メートルの点
 ウ カ(基点西定第9号から真方位306度30分650メートルの点)から真方位36度30分50メートルの点
 エ カから真方位216度30分50メートルの点

- 3 免許予定期間 平成15年9月1日
 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字横機、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
 ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。

- 1 公示番号 西定第10号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先(通称追良瀬漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(カから真方位302度30分1650メートルの点)から真方位212度30分400メートルの点
 イ オから真方位32度30分400メートルの点
 ウ カ(青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱(基点西定第10号)から真方位286度30分850メートルの点)から真方位32度30分50メートルの点
 エ カから真方位212度30分50メートルの点

- 3 免許予定期間 平成15年9月1日
 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦、大字広戸、大字追良瀬及び大字木
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第11号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先(通称龍島漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱(基点西定第11号)から真方位5度30分2000メートルの点)から真方位275度30分400メートルの点
- イ オから真方位95度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第11号から真方位5度30分700メートルの点)から真方位95度30分50メートルの点
- エ カから真方位275度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第12号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先(通称江沢漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢右岸に設置した標柱(基点西定第12号)から真方位339度3400メートルの点)から真方位249度400メートルの点
- イ オから真方位69度400メートルの点
- ウ カ(基点西定第12号から真方位339度1700メートルの点)から真方位69度50メートルの点
- エ カから真方位249度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田、鯨ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | あわび垂下式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越字木蓮寺地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡岩崎村大字大間越字木蓮寺、箕崎沖のコブタイ島に設置した標柱)から真方位234度30分300メートルの点
- イ アから真方位352度30分500メートルの点
- ウ イから真方位82度30分250メートルの点
- エ アから真方位82度30分250メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 西区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱
- ア 基点第38号から真方位282度30分800メートルの点
- イ 基点第38号から真方位282度30分2000メートルの点
- ウ イと基点第39号(西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱)から真方位335度30分2000メートルの点を結ぶ直線上のイから300メートルの点
- エ ウから真方位102度30分1200メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 西区第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、鳥居崎西突端部に設置した標柱) から真方位276度30分600メートルの点
- イ アから真方位311度30分650メートルの点
- ウ イから真方位41度30分300メートルの点
- エ ウから真方位131度30分650メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西区第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字露木と大字風合瀬との境に設置した標柱
- 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱
- ア 基点第39号から真方位335度30分2000メートルの点
- イ 基点第39号から真方位335度30分500メートルの点
- ウ エから真方位155度30分1500メートルの点
- エ アとオとを結ぶ直線上のアから300メートルの点
- オ 基点第38号から真方位282度30分2000メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第5号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | くろそい・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第5号(深浦町大字関字豊田小童子橋右岸下流橋台に設置した標柱)から真方位335度30分1130メートルの点(日本海地区広域型増殖場消波堤陸側の東端)
- イ アから真方位180度230メートルの点
- ウ イから真方位270度210メートルの点
- エ オから真方位180度174メートルの点
- オ アから真方位270度300メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町鷲木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② イの点、ウの点及びエの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第6号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|---------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | わかめ・こんぶ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡車力村大字富碓地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オとカを結ぶ直線上オから2000メートルの点
- イ アから真方位92度30分500メートルの点
- ウ エから真方位92度30分500メートルの点
- エ オとカを結ぶ直線上オから4000メートルの点
- オ 基点第43号(青森県西津軽郡と北津軽郡との境に設置した標柱)から真方位272度30分2000メートルの点
- カ 基点第42号(青森県西津軽郡本造町大字箱岡字上沢辺堀替に設置した標柱)から真方位270度30分2000メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡車力村
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 西区第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-----------------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | あわび垂下式養殖業、こんぶ・ わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡小泊村字阿曾内地先

(3) 漁場の区域 次の基点西区第1号、ア、イ及びビウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点西区第1号 青森県北津軽郡小泊村、黒島に設置した標柱から真方位172度30分の線と最大高潮時海岸線との交点

ア 青森県北津軽郡小泊村、黒島に設置した標柱

イ ウから真方位337度30分300メートルの点

ウ 青森県北津軽郡小泊村、弁天崎元根から西側100メートルの点に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県北津軽郡小泊村字小泊、字折戸、字砂山、字山崎、字鮫貝、字大山長根、字坊主沢及び字嗽沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 西区第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-----------------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | あわび垂下式養殖業、こんぶ・ わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡小泊村字嗽沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、基点西区第3号及びビウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア イから真方位223度30分の線と最大高潮時海岸線との交点

イ 基点西区第2号 (青森県北津軽郡小泊村大間崎突端に設置した標柱) と基点西区第3号とを結ぶ直線上基点西区第2号から100メートルの点

ウ 青森県北津軽郡小泊村小泊港北防波堤北側基部

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県北津軽郡小泊村字小泊、字折戸、字砂山、字山崎、字鮫貝、字大山長根、字坊主沢及び字嗽沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 西区第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-------------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | あわび垂下式養殖業、 わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡小泊村宇砂山及び南小泊山国有林野地先

(3) 漁場の区域 次の基点西区第4号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点西区第4号 青森県北津軽郡小泊村カメ沢下角に設置した標柱

ア 基点西区第4号から真方位292度30分300メートルの点

イ 青森県北津軽郡小泊村穴間崎に設置した標柱から真方位292度30分300メートルの点

ウ エから真方位322度30分300メートルの点

エ 青森県北津軽郡小泊村折越内川左岸に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県北津軽郡小泊村宇小泊、宇折戸、宇砂山、宇山崎、宇鯨貝、宇大山長根、宇坊主沢及び宇磯沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

| | | |
|-------------|---------------------------|---------|
| 青 森 県 | 青森市長島二丁目一番一号 | 発行所・発行人 |
| 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭